

関原発 第601号
2021年 2月25日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

高浜発電所第3号機発電用原子炉施設に係る
使用前検査申請書の記載内容変更について

2020年11月10日付け関原発第403号で申請しました高浜発電所第3号機発電用原子炉施設に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

高浜発電所第3号機

使用前検査申請書番号

関原発第403号（2020年11月10日）

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

2020年11月10日付け関原発第403号の申請書記載事項

検査を受けようとする工事の工程、 期日及び場所	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 自 <u>2020年12月</u> 至 <u>2021年 2月</u> 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用 の開始の予定時期	<u>2021年 2月</u>

(下線は変更部分)

(変更後)

検査を受けようとする工事の工程、 期日及び場所	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 自 <u>2020年12月 9日</u> 至 <u>2021年 3月17日</u> 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用 の開始の予定時期	<u>2021年 3月17日</u>

(下線は変更部分)

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書

添付資料のとおり

2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

変更理由

検査工程の見直しに伴い、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」の期日及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2020年11月10日付け関原発第403号の申請書記載事項

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

項目	年月	2021年	
	2020年	1月	2月
発電用原子炉施設に係るもの 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉冷却系統施設（蒸気タービン に係るものを除く。） 蒸気タービン 原子炉格納施設 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 浸水防護施設 補機駆動用燃料設備（非常用電源設 備及び補助ボイラーに係るものを 除く。）			

▲ 機能・性能検査

(変更後)

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2020年	2021年		
	12月	1月	2月	3月
発電用原子炉施設に係るもの 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉冷却系統施設（蒸気タービン に係るものを除く。） 蒸気タービン 原子炉格納施設 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 浸水防護施設 補機駆動用燃料設備（非常用電源設 備及び補助ボイラーに係るものを 除く。）				



▲ 使用前検査（五号）

▲ 機能・性能検査